

令和7年度における人材ビジネス事業者に対する 大阪労働局における指導監督状況について

大阪労働局では、職業安定法、労働者派遣法に基づき令和7年度中に実施した指導監督の状況についてとりまとめましたので公表します。

大阪労働局管内においては近年、特に有料職業紹介事業者の増加が著しく、労働市場においても多種・多様な人材確保の需要が増加する傾向も見られますが、大阪労働局においては、人材ビジネス事業者に対して、関係法令に基づいた適正な事業運営の確保と、期待される機能が大阪府内の労働市場において発揮いただけるよう、厳正な指導監督の実施に努めていきます。

〔指導監督を行った事業所数（令和5年度～令和7年度）〕

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
合計	1,884 事業所	2,160 事業所	2,005 事業所
うち職業安定法関連	916 事業所	1,084 事業所	966 事業所
うち労働者派遣法関連	968 事業所	1,076 事業所	1,039 事業所

〔うち文書指導実施事業所数¹（令和5年度～令和7年度）〕

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
合計	1,194 事業所	1,294 事業所	940 事業所
うち職業安定法関連	560 事業所	572 事業所	343 事業所
うち労働者派遣法関連	634 事業所	722 事業所	597 事業所

【照会先】

大阪労働局需給調整事業部需給調整事業第二課
(電話) 06-4790-6319

¹ 文書指導を実施した事業所の数。なお、昨年度以前の公表資料における「是正指導を行った件数」は交付した指導文書の件数となる。

1 令和7年度指導監督状況の概要

- (1) 指導監督を行った事業所数及び是正指導を行った事業所数
職業紹介事業者、派遣元事業主等の人材ビジネス事業者をはじめとする合計 **2,005 事業所**に対して、職業安定法又は労働者派遣法に基づく指導監督を行い、このうち文書による是正指導を **940 事業所**に実施しました。
- (2) 指導監督実施の端緒別件数
指導監督を行う端緒は、大阪労働局が定期的に実施する指導監督によるものが **1,915 事業所**、外部からの情報提供等によるものが **90 事業所**となっています。
- (3) 主な是正指導の内容
 - ① **職業紹介事業者関連**では、「職業紹介事業者の事業情報の公開不備」が295件、「法定台帳の整備不備」が221件、「求人者及び求職者に対する事業内容明示の不備」が136件、「求人内容（労働条件等）の明示不備」が110件となっています。
 - ② **求人メディア（募集情報等提供事業）関連**では、「求人情報等の的確な表示不備」が3件、「特定募集情報等提供事業者の未届」が2件となっています。
 - ③ **労働者派遣事業（派遣元事業主）関連**では、「派遣労働者に対する就業条件等の明示不備」が438件、「法定台帳の整備不備」が363件、「労働者派遣契約内容の不備」が362件、「労働者派遣事業に関する事業情報公開の不備」が354件、「比較対象労働者の待遇等に関する情報提供がない場合の派遣契約締結の禁止」が155件、「労働者派遣に関する料金の額の明示」が145件となっています。
 - ④ **労働者派遣事業（派遣先）関連**では、「法定台帳の整備不備」が50件、「労働者派遣契約内容の不備」が46件、「派遣元事業主が派遣労働者の賃金等を決定するための情報提供不備」が23件となっています。
- (4) 行政処分の実施
6の職業紹介事業者に対して、**法令で定める事業報告等の未提出**を理由に、行政処分（業務改善命令及び事業停止命令）を行いました。
- (5) 令和7年度に開催した各種セミナー
人材ビジネス事業者やこれらを利用する個人を対象とした、制度理解のための各種セミナーを令和7年度中に**合計 81 回開催し、延べ 4,136 名が受講**しました。

2 令和8年度指導監督方針の概要

- ・ 人材ビジネス事業を始めようとする事業者に対する制度理解のための説明会を重層的に実施し、適正な事業運営の確保を図ります。
- ・ 人材ビジネス事業者の事業情報公開義務について、周知と指導監督の実施により事業情報の透明化を推進します。
- ・ 派遣労働者の同一労働同一賃金の確保に向けた指導監督及び同一労働同一賃金の施行5年後の見直しの結果を踏まえた改正省令・指針等（令和8年10月1日施行）の円滑な施行を目指します。
- ・ 医療・福祉分野の職種を取り扱う雇用仲介事業者関連のトラブル解決のための助言と厳正な指導監督の実施に取り組みます。

〔別添 1〕

1 令和 7 年度指導監督状況の概要

(1) 職業紹介事業者（事業所）に対する指導監督の実施状況

	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
指導監督実施事業所数	868 事業所	1,064 事業所	946 事業所
うち文書指導実施事業所数	552 事業所	566 事業所	333 事業所

(2) 職業安定法に基づく主な指導内容（令和 7 年度）

＜職業紹介事業者＞

職業安定法条項	内容	延べ指摘事業所数 ²
法第 32 条の 16 第 3 項	職業紹介事業者の事業情報の公開不備	295 (518)
法第 32 条の 15	法定台帳の整備不備	221 (365)
法第 32 条の 13	求人者及び求職者に対する事業内容明示の不備	136 (277)
法第 5 条の 3 第 1 項	求人内容（労働条件等）の明示不備	110 (196)

(3) 求人メディア（募集情報等提供事業を行う者）等³に対する指導監督の実施状況

	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
指導監督実施事業所数	48 事業所	20 事業所	20 事業所
うち文書指導実施事業所数	8 事業所	6 事業所	10 事業所

(4) 職業安定法に基づく主な指導内容（令和 7 年度）

＜募集情報等提供事業を行う者等＞

職業安定法条項	指導内容	延べ指摘事業所数
法第 5 条の 4	求人情報等の的確な表示不備	3 (1)
法第 43 条の 2	特定募集情報等提供事業者の未届	2 (0)

² 括弧内は昨年度の指摘件数の実数を記載している。

³ 求人者及び特定募集情報等提供事業者等を含んでいる。

(5) 派遣元事業主等及び派遣先等に対する指導監督の実施状況

		令和5年度	令和6年度	令和7年度
派遣元事業主（事業所）等 ⁴		905 事業所	983 事業所	908 事業所
うち文書指導実施事業所数		606 事業所	681 事業所	528 事業所
派遣先等 ⁵		63 事業所	93 事業所	131 事業所
うち文書指導実施事業所数		28 事業所	41 事業所	69 事業所
合 計	指導監督実施事業所数	968 事業所	1,076 事業所	1,039 事業所
	うち文書指導実施事業所数	634 事業所	722 事業所	597 事業所

(6) 労働者派遣法に基づく主な指導内容（令和7年度）

＜派遣元事業主（事業所）＞

労働者派遣法条項	指導内容	延べ指摘事業所数
法第34条	派遣労働者に対する就業条件等の明示不備	438(551)
法第37条第1項	法定台帳の整備不備	363(473)
法第26条第1項	労働者派遣契約内容の不備	362(438)
法第23条第5項	労働者派遣事業に関する事業情報公開の不備	354(481)
法第26条第9項	派遣先から待遇等に関する情報提供がない場合の派遣契約締結の禁止	155(200)
法第34条の2	派遣労働者に対する派遣料金額の明示	145(215)

＜派遣先＞

労働者派遣法条項	指導内容	延べ指摘事業所数
法第42条第1項	法定台帳の整備不備	50(30)
法第26条第1項	労働者派遣契約内容の不備	46(21)
法第26条第7項	派遣元事業主が派遣労働者の賃金や待遇を決定するための情報提供不備	23(10)

(参考1) 大阪労働局管内における職業紹介事業者、派遣元事業主の事業所数推移

	職業紹介事業者（事業所）		派遣元事業主（事業所）	
	事業所数	前年比	事業所数	前年比
令和4年3月	3,176 事業所	4%	4,411 事業所	▲1%
令和5年3月	3,334 事業所	5%	4,475 事業所	2%
令和6年3月	3,542 事業所	6%	4,505 事業所	1%
令和7年3月	3,749 事業所	6%	4,505 事業所	0%
令和8年3月	3,921 事業所	5%	4,477 事業所	▲1%

⁴ 請負事業者を含んでいる。

⁵ 請負事業者に対する発注者を含んでいる。

(参考2) 令和7年度における各種セミナー等開催状況

内 容	実施回数	受講者数
大阪労働局内で開催した各種セミナー	69	3,327
適正な労働者派遣の受け入れのための派遣先セミナー	(1)	(38)
公共団体業務委託請負適正化セミナー	(1)	(50)
派遣労働者の同一労働・同一賃金オンラインセミナー	(4)	(311)
事業報告書セミナー	(2)	(612)
新規許可申請前説明会	(24)	(129)
新規許可、更新後説明会	(24)	(1,541)
適正な労働者派遣事業の実施のための労働者派遣セミナー	(13)	(646)
事業主団体等への講師派遣	12	809
合計	81	4,136

<労働者向けのセミナー風景>



開催日程や内容は
こちらから

<新規許可のためのYouTube チャンネル>

(労働者派遣事業)

(職業紹介事業)

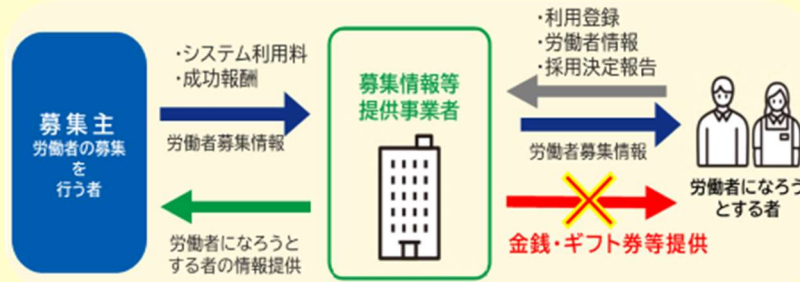


<人材サービス総合サイト（人材ビジネス事業者を利用する方は必見です！）>



募集情報等提供事業者が労働者に金銭やギフト券等を
提供することは原則禁止です

新たなルールへの対応を！
雇用仲介事業者の新たな
ルールへの対応について



- 医師・看護師などの医療従事者や介護従事者、保育士・幼稚園教諭などの採用にあたって雇用仲介事業（職業紹介事業、募集情報等提供事業）を利用し、契約や利用条件等を巡ってトラブルになった場合の御相談は、都道府県労働局の需給調整事業担当部署に設置している「**医療・介護・保育**」求人者向け特別相談窓口で御相談を受け付けています。

（問い合わせ先）

大阪労働局 需給調整事業部 需給調整事業第二課

TEL 06-4790-6319 受付時間：8時30分～17時15分

（土・日・祝日・年末年始を除く）



〔別添2〕

(参照条文)

職業安定法(昭和二十二年法律第四十一号)〔抄〕

(労働条事業所の明示)

第五条の三 公共職業安定所、特定地方公共団体及び職業紹介事業者、労働者の募集を行う者及び募集受託者並びに労働者供給事業者は、それぞれ、職業紹介、労働者の募集又は労働者供給に当たり、求職者、募集に応じて労働者になろうとする者又は供給される労働者に対し、その者が従事すべき業務の内容及び賃金、労働時間その他の労働条事業所を明示しなければならない。

②～④ (省略)

(求人等に関する情報の的確な表示)

第五条の四 公共職業安定所、特定地方公共団体及び職業紹介事業者、労働者の募集を行う者及び募集受託者、募集情報等提供事業を行う者並びに労働者供給事業者は、この法律に基づく業務に関して新聞、雑誌その他の刊行物に掲載する広告、文書の掲出又は頒布その他厚生労働省令で定める方法(以下この条において「広告等」という。)により求人若しくは労働者の募集に関する情報又は求職者若しくは労働者になろうとする者に関する情報その他厚生労働省令で定める情報(第三項において「求人等に関する情報」という。)を提供するときは、当該情報について虚偽の表示又は誤解を生じさせる表示をしてはならない。

- ② 労働者の募集を行う者及び募集受託者は、この法律に基づく業務に関して広告等により労働者の募集に関する情報その他厚生労働省令で定める情報を提供するときは、正確かつ最新の内容に保たなければならない。
- ③ 公共職業安定所、特定地方公共団体及び職業紹介事業者、募集情報等提供事業を行う者並びに労働者供給事業者は、この法律に基づく業務に関して広告等により求人等に関する情報を提供するときは、厚生労働省令で定めるところにより正確かつ最新の内容に保つための措置を講じなければならない。

(取扱職種の範囲等の明示等)

第三十二条の十三 有料職業紹介事業者は、取扱職種の範囲等、手数料に関する事項、苦情の処理に関する事項その他当該職業紹介事業の業務の内容に関しあらかじめ求人者及び求職者に対して知らせることが適当であるものとして厚生労働省令で定める事項について、厚生労働省令で定めるところにより、求人者及び求職者に対し、明示しなければならない。

(帳簿の備付け)

第三十二条の十五 有料職業紹介事業者は、その業務に関して、厚生労働省令で定める帳簿書類を作成し、その事業所に備えて置かななければならない。

(事業報告等)

第三十二条の十六 有料職業紹介事業者は、厚生労働省令で定めるところにより、有料の職業紹介事業を行う事業所ごとの当該事業に係る事業報告書を作成し、厚生労働大臣に提出しなければならない。

- ② 前項の事業報告書には、厚生労働省令で定めるところにより、有料の職業紹介事業を行う事業所ごとの当該事業に係る求職者の数、職業紹介に関する手数料の額その他職業紹介に関する事項を記載しなければならない。
- ③ 有料職業紹介事業者は、厚生労働省令で定めるところにより、当該有料職業紹介事業者の紹介により就職した者の数、当該有料職業紹介事業者の紹介により就職した者(期間の定めのない労働契約を締結した者に限る。)のうち離職した者(解雇により離職した者その他厚生労働省令で定める者を除く。)の数、手数料に関する事項その他厚生労働省令で定める事項に関し情報の提供を行わなければならない。

(特定募集情報等提供事業の届出)

第四十三条の二 特定募集情報等提供事業を行おうとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、氏名又は名称及び住所その他の厚生労働省令で定める事項を厚生労働大臣に届け出なければならない。

②～③ (省略)

(指導及び助言)

第四十八条之二 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、職業紹介事業者、求人者、労働者の募集を行う者、募集受託者、募集情報等提供事業を行う者、労働者供給事業者及び労働者供給を受けようとする者に対し、その業務の適正な運営を確保するために必要な指導及び助言をすることができる。

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号） 〔抄〕

(事業報告等)

第二十三条 派遣元事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、労働者派遣事業を行う事業所ごとの当該事業に係る事業報告書及び収支決算書を作成し、厚生労働大臣に提出しなければならない。

2 前項の事業報告書には、厚生労働省令で定めるところにより、労働者派遣事業を行う事業所ごとの当該事業に係る派遣労働者の数、労働者派遣の役務の提供を受けた者の数、労働者派遣に関する料金の額その他労働者派遣に関する事項を記載しなければならない。

3 派遣元事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、次条に規定する関係派遣先への派遣割合を厚生労働大臣に報告しなければならない。

4 (省略)

5 派遣元事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、労働者派遣事業を行う事業所ごとの当該事業に係る派遣労働者の数、労働者派遣の役務の提供を受けた者の数、労働者派遣に関する料金の額の平均額から派遣労働者の賃金の額の平均額を控除した額を当該労働者派遣に関する料金の額の平均額で除して得た割合として厚生労働省令で定めるところにより算定した割合、教育訓練に関する事項その他当該労働者派遣事業の業務に関しあらかじめ関係者に対して知らせることが適当であるものとして厚生労働省令で定める事項に関し情報の提供を行わなければならない。

(派遣元事業主の関係派遣先に対する労働者派遣の制限)

第二十三条之二 派遣元事業主は、当該派遣元事業主の経営を実質的に支配することが可能となる関係にある者その他の当該派遣元事業主と特殊の関係のある者として厚生労働省令で定める者（以下この条において「関係派遣先」という。）に労働者派遣をするときは、関係派遣先への派遣割合（一の事業年度における当該派遣元事業主が雇用する派遣労働者の関係派遣先に係る派遣就業（労働者派遣に係る派遣労働者の就業をいう。以下同じ。）に係る総労働時間を、その事業年度における当該派遣元事業主が雇用する派遣労働者のすべての派遣就業に係る総労働時間で除して得た割合として厚生労働省令で定めるところにより算定した割合をいう。）が百分の八十以下となるようにしなければならない。

(契約の内容等)

第二十六条 労働者派遣契約（当事者の一方が相手方に対し労働者派遣をすることを約する契約をいう。以下同じ。）の当事者は、厚生労働省令で定めるところにより、当該労働者派遣契約の締結に際し、次に掲げる事項を定めるとともに、その内容の差異に応じて派遣労働者の人数を定めなければならない。

一 派遣労働者が従事する業務の内容

二 派遣労働者が労働者派遣に係る労働に従事する事業所の名称及び所在地その他派遣就業の場所並びに組織単位（労働者の配置の区分であつて、配置された労働者の業務の遂行を指揮命令する職務上の地位にある者が当該労働者の業務の配分に関して直接の権限を有するものとして厚生労働省令で定めるものをいう。以下同じ。）

三 労働者派遣の役務の提供を受ける者のために、就業中の派遣労働者を直接指揮命令する者に関する事項

四 労働者派遣の期間及び派遣就業をする日

五 派遣就業の開始及び終了の時刻並びに休憩時間

六 安全及び衛生に関する事項

七 派遣労働者から苦情の申出を受けた場合における当該申出を受けた苦情の処理に関する事項

八 派遣労働者の新たな就業の機会の確保、派遣労働者に対する休業手当（労働基準法（昭和二十二年

法律第四十九号) 第二十六条の規定により使用者が支払うべき手当をいう。第二十九条の二において同じ。) 等の支払に要する費用を確保するための当該費用の負担に関する措置その他の労働者派遣契約の解除に当たって講ずる派遣労働者の雇用の安定を図るために必要な措置に関する事項

九 労働者派遣契約が紹介予定派遣に係るものである場合にあっては、当該職業紹介により従事すべき業務の内容及び労働条事業所その他の当該紹介予定派遣に関する事項

十 前各号に掲げるもののほか、厚生労働省令で定める事項

2～6 (省略)

7 労働者派遣の役務の提供を受けようとする者は、第一項の規定により労働者派遣契約を締結するに当たっては、あらかじめ、派遣元事業主に対し、厚生労働省令で定めるところにより、当該労働者派遣に係る派遣労働者が従事する業務ごとに、比較対象労働者の賃金その他の待遇に関する情報その他の厚生労働省令で定める情報を提供しなければならない。

8～11 (省略)

(就業条事業所等の明示)

第三十四条 派遣元事業主は、労働者派遣をしようとするときは、あらかじめ、当該労働者派遣に係る派遣労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる事項(当該労働者派遣が第四十条の二第一項各号のいずれかに該当する場合にあっては、第三号及び第四号に掲げる事項を除く。)を明示しなければならない。

一 当該労働者派遣をしようとする旨

二 第二十六条第一項各号に掲げる事項その他厚生労働省令で定める事項であつて当該派遣労働者に係るもの

三 当該派遣労働者が労働者派遣に係る労働に従事する事業所その他派遣就業の場所における組織単位の業務について派遣元事業主が第三十五条の三の規定に抵触することとなる最初の日

四 当該派遣労働者が労働者派遣に係る労働に従事する事業所その他派遣就業の場所の業務について派遣先が第四十条の二第一項の規定に抵触することとなる最初の日

2～3 (省略)

(労働者派遣に関する料金の額の明示)

第三十四条の二 派遣元事業主は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、当該労働者に係る労働者派遣に関する料金の額として厚生労働省令で定める額を明示しなければならない。

一 労働者を派遣労働者として雇い入れようとする場合 当該労働者

二 労働者派遣をしようとする場合及び労働者派遣に関する料金の額を変更する場合 当該労働者派遣に係る派遣労働者

(派遣元管理台帳)

第三十七条 派遣元事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、派遣就業に関し、派遣元管理台帳を作成し、当該台帳に派遣労働者ごとに次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 協定対象派遣労働者であるか否かの別

二 無期雇用派遣労働者であるか有期雇用派遣労働者であるかの別(当該派遣労働者が有期雇用派遣労働者である場合にあっては、当該有期雇用派遣労働者に係る労働契約の期間)

三 第四十条の二第一項第二号の厚生労働省令で定める者であるか否かの別

四 派遣先の氏名又は名称

五 事業所の所在地その他派遣就業の場所及び組織単位

六 労働者派遣の期間及び派遣就業をする日

七 始業及び終業の時刻

八 従事する業務の種類

九 第三十条第一項(同条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により講じた措置

十 教育訓練(厚生労働省令で定めるものに限る。)を行つた日時及び内容

十一 派遣労働者から申出を受けた苦情の処理に関する事項

十二 紹介予定派遣に係る派遣労働者については、当該紹介予定派遣に関する事項

十三 その他厚生労働省令で定める事項

2 派遣元事業主は、前項の派遣元管理台帳を三年間保存しなければならない。

（派遣先管理台帳）

第四十二条 派遣先は、厚生労働省令で定めるところにより、派遣就業に関し、派遣先管理台帳を作成

し、当該台帳に派遣労働者ごとに次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 協定対象派遣労働者であるか否かの別

二 無期雇用派遣労働者であるか有期雇用派遣労働者であるかの別

三 第四十条の二第一項第二号の厚生労働省令で定める者であるか否かの別

四 派遣元事業主の氏名又は名称

五 派遣就業をした日

六 派遣就業をした日ごとの始業し、及び終業した時刻並びに休憩した時間

七 従事した業務の種類

八 派遣労働者から申出を受けた苦情の処理に関する事項

九 紹介予定派遣に係る派遣労働者については、当該紹介予定派遣に関する事項

十 教育訓練（厚生労働省令で定めるものに限る。）を行つた日時及び内容

十一 その他厚生労働省令で定める事項

2 派遣先は、前項の派遣先管理台帳を三年間保存しなければならない。

3 派遣先は、厚生労働省令で定めるところにより、第一項各号（第四号を除く。）に掲げる事項を派遣元事業主に通知しなければならない。

（指導及び助言等）

第四十八条 厚生労働大臣は、この法律（第三章第四節の規定を除く。第四十九条の三第一項、第五十条及び第五十一条第一項において同じ。）の施行に関し必要があると認めるときは、労働者派遣をする事業主及び労働者派遣の役務の提供を受ける者に対し、労働者派遣事業の適正な運営又は適正な派遣就業を確保するために必要な指導及び助言をすることができる。